

所得から差し引かれる金額計算及び扶養控除金額については、下記を参照してください。

【生命保険料及び個人年金保険料控除】

	新・旧	保険金受取人	続柄	保険会社名	支払保険料(a)		
一般生命保険					円		
	(a)のうち新保険料の合計額	(A)	円	(A)を下の計算式Ⅰにより計算した額	(1)	円	計 ((1) + (2)) (3) 円
	(a)のうち旧保険料の合計額	(B)	円	(B)を下の計算式Ⅱにより計算した額	(2)	円	(2)と(3)のいずれか大きい金額 ④ 円
							円
個人年金							
	(a)のうち新保険料の合計額	(A)	円	(A)を下の計算式Ⅰにより計算した額	(1)	円	計 ((1) + (2)) (3) 円
	(a)のうち旧保険料の合計額	(B)	円	(B)を下の計算式Ⅱにより計算した額	(2)	円	(2)と(3)のいずれか大きい金額 ⑤ 円
							円
介護医療保険							
	(a)の合計額	(A)	円	(A)を下の計算式Ⅰにより計算した額	⑥	円	④ + ⑤ + ⑥ ⑦ 円

計算式Ⅰ(新契約:平成24年1月1日以降締結分)		計算式Ⅱ(旧契約:平成23年12月31日以前締結分)	
支払保険料の額	生命保険料控除額	支払保険料の額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料の金額	15,000円以下	支払保険料の金額
12,001円以上32,000円以下	支払保険料×0.5+6,000円	15,001円以上40,000円以下	支払保険料×0.5+7,500円
32,001円以上56,000円以下	支払保険料×0.25+14,000円	40,001円以上70,000円以下	支払保険料×0.25+17,500円
56,001円以上	28,000円(上限)	70,001円以上	35,000円(上限)

【地震保険料控除】

地震保険料控除	保険会社名	種類	保険期間	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	支払保険料A	控除額(最高限度額25,000円)	
						⑩	⑪
Aのうち地震保険料の支払金額B	Bの金額が(最高25,000円)	50,000円以下のとき… B×1/2	50,000円超えのとき… 25,000円	旧長期損害保険料	Cの金額が(最高10,000円)	5,000円以下のとき… 全額	円
						5,000円超15,000円以下のとき… C×1/2+2,500円	
						15,000円超のとき… 10,000円	
						円 + Cの金額 円 = ⑫	

※ 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に基づいてあなたが昨年中に支払った保険料(以下「旧長期損害保険料」といいます。)については、地震保険料控除の対象とすることができます。ただし、「旧長期損害保険料控除対象契約」に、「地震保険料控除対象契約」を付帯した契約については、どちらか一方の控除しか受けられません。

※ 「旧長期損害保険契約」について、平成19年1月1日以降に旧長期損害保険料控除対象契約の保険料に変更をとまう契約内容の変更が生じた場合は、控除の対象外となります。

【特定親族特別控除】

生計を一にする12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しない人。(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く。)

特定親族の合計所得金額	控除額
580,001円～950,000円	450,000円
950,001円～1,000,000円	410,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円
1,050,001円～1,100,000円	210,000円
1,100,001円～1,150,000円	110,000円
1,150,001円～1,200,000円	60,000円
1,200,001円～1,230,000円	30,000円

【給与所得の金額の計算表】

給与収入金額	給与所得金額
650,999円以下	0円
651,000円～1,899,999円	給与収入金額-650,000円
1,900,000円～3,599,999円	給与収入金額÷4 A×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(千円未満切捨て)A A×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	給与収入金額-1,950,000円

【公的年金等の所得金額計算表】

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額A	公的年金等所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満(昭35.1.2以降生)	1,299,999円以下	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	A×0.75 - 275,000円	A×0.75 - 175,000円	A×0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85 - 685,000円	A×0.85 - 585,000円	A×0.85 - 485,000円
65歳以上(昭35.1.1以前生)	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95 - 1,455,000円	A×0.95 - 1,355,000円	A×0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
	3,299,999円以下	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
65歳未満(昭35.1.2以降生)	3,300,000円～4,099,999円	A×0.75 - 275,000円	A×0.75 - 175,000円	A×0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85 - 685,000円	A×0.85 - 585,000円	A×0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95 - 1,455,000円	A×0.95 - 1,355,000円	A×0.95 - 1,255,000円
65歳以上(昭35.1.1以前生)	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

【配偶者控除】

あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者が前年の合計所得金額が58万円以下の人※ただし令和7年中に死亡された人も適用

あなたの合計所得額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般の配偶者控除額	330,000円	220,000円	110,000円
老人配偶者控除額	380,000円	260,000円	130,000円

※老人配偶者:昭和31年1月1日以前生まれ(12月31日現在の年齢が70歳以上)

【扶養控除】

生計を一にする16歳以上の扶養親族で前年の合計所得金額が58万円以下の人(令和7年中に死亡された人も適用)

	控除額	備考
一般	330,000円	平成22年1月1日以前に生まれた人で下記に該当する人を除く
特定	450,000円	平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人
老人	380,000円	昭和31年1月1日以前に生まれた人
老人(同居老親等)	450,000円	昭和31年1月1日以前に生まれた人(直系尊属で同居を常況)

【寡婦、ひとり親控除】

	控除額	あなたの合計所得額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
寡婦控除	260,000円	控除額	控除額	控除額
ひとり親控除	300,000円	330,000円	220,000円	110,000円
		310,000円	210,000円	110,000円
		260,000円	180,000円	90,000円
		210,000円	140,000円	70,000円
		160,000円	110,000円	60,000円
		110,000円	80,000円	40,000円
		60,000円	40,000円	20,000円
		30,000円	20,000円	10,000円

【その他の控除】

	控除額	備考	
障害者控除	普通障害	260,000円	身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級～3級、65歳以上の人で障害の程度が普通障害に準ずるものと市町村長等の認定を受けている人
	特別障害	300,000円	身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級、65歳以上の人で障害の程度が特別障害に準ずるものと市町村長等の認定を受けている人
	特別障害(同居)	530,000円	上記特別障害者で、同居を常況
勤労学生控除	260,000円	給与所得などの勤労による所得があり、合計所得金額が85万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下で、特定の学校の学生、生徒	